

令和 7 年度 千曲市地域包括支援センター(高齢者相談センター)事業実施方針

1 地域包括ケアシステムの構築(深化・推進)方針

多くの人は、要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅での生活を続け、人生最期のときまで自分らしく生きることを望んでいます。そのためには、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をさらに強化していく必要があります。

今後高齢化がより一層進む中で、地域包括ケアシステムは、地域共生社会(「支える側」と「支えられる側」という従来の関係をを超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会)の中核的な基盤となりうるものです。

そのために、地域包括支援センターとして次項以降に記載する目的、視点を踏まえ、センター業務に取り組むことで、地域包括ケアシステムの構築(深化・推進)に努めるものとします。

2 千曲市地域包括支援センター(高齢者相談センター)事業実施方針策定の目的

この方針は、第9期「しなのの里ゴールドプラン21 老人福祉計画・介護保険事業計画」(以下「第9期計画」という。)の基本理念や基本目標を踏まえて、千曲市地域包括支援センター(高齢者相談センター)(以下「センター」という。)が地域包括ケアシステムの構築(深化・推進)のための中核的な機関としての機能を発揮できるよう、センターの運営上の基本的な視点や事業推進の方針等を明確にするとともに、事業の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的として策定するものとします。

※千曲市では、地域包括支援センターの事業内容を理解いただくために、「高齢者相談センター」という名称を併せて記載しています。

3 事業実施上の基本的視点

(1) 公益性

ア センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を確保するものとします。

また、市は、センター設置の責任主体であることから、センターの設置目的を達成するための体制整備等に努めるとともに、運営については、市とセンターは共通認識をもって、協働して適正な実施に努めるものとします。

イ 高齢者やその家族の身近な窓口として、併せて、事業への理解と協力を得るため、市の広報やホームページ、介護サービス情報公表システム等多様な媒体を用いてセンターの事業や運営状況等について地域住民及び関係者に積極的に周知を行い、センターの円滑な利用につなげていくものとします。

(2) 地域性

ア 当市は、5つの日常生活圏域が設定されており、このうち、更埴川東圏域及び埴生圏域は委託型の千曲市更埴川東地域包括支援センターが、戸倉圏域及び上山田圏域は同じく委託型の千曲市戸倉上山田地域包括支援センター(同左2センターを、以下「委託型センター」

という。)が、更埴川西圏域(委託型センターへの支援や連携調整等の業務を含む。)は直営型かつ基幹型(※)の千曲市基幹地域包括支援センター(以下「直営型センター」という。)が包括的支援事業、第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業を担当しています。

※基幹型地域包括支援センターとは

地域の中で基幹的な役割を担い、地域包括支援センター間の総合調整や介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援等の機能を有するセンターをいいます。

イ 各センターは、地域の介護・福祉サービスの提供・利用体制を支える中核的な機関として、適切かつ柔軟な事業運営を行うとともに、当該センターが担当する地域の高齢化率や世帯状況等の特性、地域で展開されている介護保険を含めたサービス、住民同士や住民とさまざまな団体とのつながりの状況等を踏まえながら、千曲市地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議の場などをつうじて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ日々の活動に反映させるものとします。

ウ 65 歳以上高齢者人口が多い委託型センターは、主に総合相談支援業務、権利擁護業務及び介護予防支援、第1号介護予防支援業務を重点的に取り組みます。

(3) 協働性

ア センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が相互に情報を共有し、第9期計画の基本理念や基本目標等を理解した上で、互いに連携をとりながら事業全体を「チーム」として取り組むものとします。併せて、直営型センター及び委託型センターは互いに協働し、関係機関とも連携を図り、センターの機能が発揮されるよう努めるものとします。

イ 地域の保健・福祉、医療等の専門職やボランティア、民生児童委員等の関係者及び関係機関と連携を図りながら活動するものとします。

ウ 高齢者に関わる相談のうち、ダブルケア(子育てと親族の介護が同時発生している状態)や、いわゆる「8050 問題」「ヤングケアラー」等の複雑化・複合化したニーズが介在した場合、市の関係部署や関係機関等と連携を図りながら対応するものとします。

4 事業の実施方針

(1) 基本的事項

ア 事業計画の策定

センターは、本事業実施方針に沿って事業計画を策定し、地域の実情やニーズ等に応じた業務を実施していくものとします。

イ 職員の姿勢

(ア) センターの事業は、市内に居住する概ね 65 歳以上の高齢者及びその家族(以下「高齢者等」という。)が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続することが可能となるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために遂行するものとします。

(イ) センターの職員は、相談技能やケアマネジメント技能の向上等、事業の実施に必要な知識、技能の習得を目的とした研修等に積極的に参加するとともに、学んだ内容を全職

員に伝達、共有することにより、センター全体のスキルアップに努めるものとします。

ウ 法令の遵守

センターの運営等にあたっては、関係法令等の遵守を徹底します。

エ 個人情報の保護

センターでは、高齢者等の様々な情報を得ることになるため、センター職員は、センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係の無い目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることがない様、関係法令及び条例等を遵守し個人情報の保護及び管理には万全を期するものとします。

オ 苦情対応

センターに関する苦情等については、その内容を記録し、迅速かつ適切に対応するものとします。

カ 市(高齢福祉課)との連携方針

各地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、市の求めに応じ随時報告するとともに、事業実施を円滑にすすめるため必要に応じ、市と連携・協力するものとします。

(2) 総合相談支援業務

高齢者等が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものとします。

ア 初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援

(ア) 住民の相談には懇切丁寧に対応するとともに、初期対応を適切に行い、課題を明確にした上で、適切な機関・制度・サービス等につなげるものとします。(ワンストップ対応を図ります。)

(イ) (ア)の対応により、継続的・専門的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合は、より詳細な情報収集を行い、個別地域ケア会議等の実施を通じて個別の支援方針を策定するものとします。

支援方針に基づき適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的な状況把握や情報収集を行い、支援方針の効果の有無を確認するものとします。

イ 地域におけるネットワークの構築や実態把握

(ア) 支援が必要な高齢者の早期の把握を進めるため、地域住民、民生児童委員をはじめとする支援者及び関係機関等とのネットワークの構築を進めるものとします。

(イ) 把握した課題やニーズから、介護予防や早期の支援対応等を展開していく取組みを行うものとします。

なお、委託型センターが、総合相談支援業務等の過程で一般介護予防事業の対象者とすべき者を把握した場合は、適宜、直営型センターと連携を図ることとします。

(3) 権利擁護業務

高齢者等が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう、権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合や、高齢者等に対する虐待の防止及びその早期発

見のための必要な支援を行うものとしします。

ア 成年後見制度の活用促進

(ア) 成年後見制度に関し、市の中核を担う機関であり、法人後見受任を実施する千曲市社協成年後見支援センターをはじめ、関係する機関・者と連携対応を図ることとしします。

(イ) 判断能力が不十分となり、親族がいない又は親族との関係が希薄な高齢者で、成年後見制度の利用が必要と認めたときは、市長申立てを検討していくものとしします。

(ウ) 成年後見制度の利用が必要な高齢者を発見し、必要な対応を図るとともに、適切な支援を継続して提供できるよう、第三次千曲市地域福祉計画が掲げる「地域連携ネットワーク」の一員としての取り組みを進めます。また、成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大について検討をしていきます。

イ 老人福祉施設等への入所又は措置の支援

ウ 高齢者に対する虐待の防止及び養護者の支援に関する対応

高齢者虐待の事例を把握したときは、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」及び「千曲市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市並びにセンター及び関係機関等が連携を図り、適切な対応を図ることとしします。

併せて、千曲市虐待防止ネットワーク会議高齢者虐待対策部会等の取組みを通じて、高齢者虐待の予防に向けた連携対応を図るものとしします。

エ 困難事例への対応

オ 消費者被害の防止に関する対応

消費者被害から高齢者を守るために、民生児童委員や介護サービス事業者等日頃から高齢者と接する機会の多い関係者や関係機関等との連携に努めるものとしします。また、消費生活センターや関係機関等と連携を図り、被害の未然防止に努めるとともに、問題の解決に向けた支援等を行うものとしします。

カ 「身寄りがない高齢者への支援に関する指針」等の整備

身寄りがない人の他、家族や親類へ連絡がつかない状況にある人、家族の支援が得られない人の入院時、入所時等の「身元保証・身元引受等」について、関係機関の役割分担を確認する「支援シート」等を含む「身寄りがない高齢者への支援に関する指針」等の整備について検討していきます。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、主治医、介護支援専門員、関係機関等地域における多職種相互の協働等により連携するとともに、第1号介護予防支援事業、指定介護予防支援事業及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互連携を図ることにより、高齢者の個々の状況に応じた自立した生活の維持を図ることにつなげる支援実現のため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものとしします。

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

イ 介護支援専門員に対する個別支援

支援困難事例を抱える介護支援専門員との相談及び助言を行うものとしします。

ウ 介護支援専門員のネットワークの構築・育成

ケアマネジメント研究会等を通じて、支援困難事例等検討や介護支援専門員への情報提供と質の向上のための研修を実施することとします。

(5) 住民や多職種などとの協働による支援ネットワークの構築

地域包括ケアシステムの構築(深化・推進)に向け、住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりや住民主体の助け・助け合い活動の推進のために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携することができる環境整備を行い、住民や多職種などの協働による支援ネットワークを構築できるよう支援を行うものとします。

なお、下記イ、ウについては、委託型センターも参画し、または直営型センター等と連携して業務を進めていくこととします。

ア 地域ケア会議の実践

被保険者が地域生活を送る上にあたっての課題やニーズ等に応じた支援のため会議を実施し、個別事例の支援のためのフィードバック(地域のケアマネジメントの向上)に併せて、地域支援ネットワークの構築、地域生活の課題解決のため社会資源づくりの支援等を図ることを通じて、被保険者の自立生活支援・重度化防止の支援方策とともに、地域の介護支援専門員その他被保険者への支援に携わる者の支援体制の構築につなげるものとします。

なお、地域ケア会議を別に定める年間計画により実施していくこととします。

イ 在宅医療・介護連携の推進

千曲市在宅医療・介護連携推進委員会を中心に、医療と介護の連携体制の構築を推進していくものとします。

在宅医療に関する医療と介護の相談窓口の設置

ウ 高齢者の生きがいと社会参加への方策検討

生活支援サービス体制の整備に向けて、生活支援体制整備事業及びコーディネーター、住民や多職種などとの協働による方策の検討をこれまで以上に進めていくこととします。また、高齢者が外出しやすい環境づくりのため、庁内他部署との連携をすすめていきます。

(6) 認知症の方及びその家族への支援

国が示す「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよりよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指します。また、認知症の方やその家族を地域で支えるまちづくりを継続的に進めるものとします。

なお、委託型センターは必要に応じて以下の業務に参画し、または直営型センター等と連携して業務を進めていくこととします。

ア 認知症理解の促進

(ア) 認知症サポーター養成講座等の実施

隣人として認知症の方やその家族に何ができるかを具体的に理解できるよう、内容

などを工夫して開催するとともに、地域での見守りや支え合い等の活動につながることをできるよう、認知症サポーターが認知症について更に理解を深めていただけるような取組みも進めていくものとします。

(イ) 認知症キャラバンメイトへの支援

メイトの活動に資するよう、研修会を継続的に実施していきます。

イ 認知症を、共に考える体制づくり

(ア) 認知症の方やその家族への相談支援の実施

(イ) 千曲市行方不明高齢者 SOS ネットワーク事業の推進と、支援ネットワークづくりの働きかけ

(ウ) 成年後見制度の利用支援、権利擁護の推進

(エ) 千曲市認知症支え愛便利帳(認知症ケアパス)の普及

(オ) 認知症地域支援推進員の配置

(カ) 認知症の人と家族の会、認知症カフェ等への協力・支援を通じた、認知症の方やその家族、認知症の方や家族の支援者及び関係機関等との連携構築の推進

ウ 医療との連携

認知症初期集中支援チームを中心として、認知症が疑われる人の早期の把握、診断及び介護サービス等への活用につなぐなど、必要なサービス等が利用できる提供されるよう支援を推進していきます。

(7) 指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業(以下、この項目において「指定介護予防支援事業等」という。)の業務

自立生活支援・重症化予防を基本として、介護保険によるサービスに併せてインフォーマルのサービスも組み合わせることで、できる限り自分の住まいで能力に応じ自立した日常生活が送れるよう、「地域ケア会議」や「個別ケース検討会」等の実施も通じて「自立生活支援型ケアマネジメント」を実践し、支援を図っていくこととします。

なお、指定介護予防支援事業等については、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)」及び「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて(平成27年6月5日付け厚生労働省老健局長通知)」をはじめ関係法令を遵守し、介護保険における要支援者及び総合事業対象者の一人ひとりに必要なサービスが、公正・中立に提供されるよう努めるものとします。

また、令和6年4月から居宅介護支援事業所が、市からの指定を受け指定介護予防支援事業を実施できることから、介護予防サービス計画の作成等に関し必要に応じ、連携対応していくこととします。なお、センターから指定居宅介護支援事業所へ事業の一部を委託する場合は、引き続き、委託先が特定の事業所に偏らないよう留意していきます。

(8) 一般介護予防事業の業務

一般介護予防事業は、運動器機能低下症候群等の疾患の予防に加え、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人一人の生きがいや自己実現のための取組みを支援し、生活の質の向上を目指していくことを目的として推進するものとします。

また、健康寿命延伸推進体操については、介護予防のみならず、高齢者同士や世代間の交流のきっかけ、高齢者の社会参加を促す取組みにもつなげていくよう普及を推進していきます。

ア 支援を必要とする人の把握と適切な対応

- (ア) 総合相談支援や第1号介護予防支援事業、指定介護予防支援事業の各業務と連携し、支援が必要な人の把握に努めるものとします

イ 介護予防の普及・啓発及び介護予防教室等の推進

- (ア) 運動器機能向上や地域の高齢者同士の交流を図る
元氣なつどいの実施
- (イ) 口腔機能向上、引きこもり、認知症、生活習慣病予防等の訪問活動
- (ウ) その他介護予防の普及・啓発の取組みの推進
介護保険制度説明会や地域のサロン等において、具体的な知識や実践の普及を図るものとします。

ウ 介護予防自主グループの育成・支援

- (ア) 介護予防健康づくり応援団の育成・支援
- (イ) 出前講座、老人会、いきいきサロン等の支援
※千曲市社会福祉協議会と協力し、いきいきサロンの支援を推進します。
- (ウ) 認知症キャラバンメイトの育成・支援

エ 地域のリハビリテーション関係者による活動支援

- (ア) 住民への介護予防に関する技術的助言を含めた支援
膝腰サポート塾や介護予防健康づくり応援団をはじめとする地域住民の介護予防への活動に対し、助言等の支援を図っていくこととします。

オ 実態把握・分析

- (ア) 一般介護予防事業等の評価とともに、要介護認定の原因疾患等の分析を通じて、必要な施策や介護予防の普及啓発に活用していくものとします。

5 センターの機能強化の取組みについて

高齢者人口の増加、高齢化率の上昇に伴い、センターに寄せられる相談は多様化し、困難事例も増えています。また、今後しばらくは、支援が必要となる後期高齢者人口が増えると予測されることから、対象となる高齢者人口が多い委託型センターの機能強化が必要である一方、人材確保に苦慮している現状もあります。国から示される法令に沿って柔軟な職員配置について検討を行うとともに、3地域包括支援センターが互いに支援し合うことで、全体として相談支援体制等の充実を図ります。

また、地域包括支援センターの事業につきましては、「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化についての調査」や「地域包括ケア体制の構築状況の見える化調査」、「高齢者等実態調査」等により、適宜評価していきます。